

憲法 25 条を形骸化させる法律の強行に断固抗議します！

2017 年 5 月 26 日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

本日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」（「地域包括ケア強化法」）が自民・公明・維新・無クの賛成多数で採決・成立しました。私たち障全協は、憲法 25 条を形骸化させる法律を成立させたことに対して、強く抗議します。

本法律の審議にあたって、衆議院 厚生労働委員会では、首相質疑の際に関係ない質問をしたという理由で法案が強行採決されただけでなく、社会福祉に係る理念を覆す規定が含まれている重要法案にも関わらず、衆議院では 22 時間・参議院では 16 時間しか審議が行われませんでした。これは、民主主義国家として恥ずべきことであり、決して許されることではありません。

「地域強化ケア法」は 31 の法律を一括改正するだけでなく、『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けた第一弾と位置付けられています。そのための理念規定の変更の一つが、要介護度等の軽度化や制度からの「卒業」に対する市町村へのインセンティブ強化であり、「自立支援」へのシフトです。成功報酬を強化し、自治体に対して競争原理を導入すれば、要介護認定の過剰な厳格化・事業所による改善が見込めない人たちの受け入れ拒否・特別養護老人ホームからの強制退所等によって介護難民が増大すること、「保険あって介護なし」が深刻化することは明らかです。

さらに、本法律では、地域住民や社会福祉に関わる人たちによる地域生活課題（福祉ニーズ）をもつ人たちの発見・問題解決を求める理念規定が新設されます（社会福祉法第 4 条 2 項）。これは、上記のような制度改悪によって生まれる介護・支援難民で、経済的に余裕のない人たちへの支援を、国民に「我が事」として、「丸ごと」押し付けるための論拠に他なりません。財政難を理由に社会保障・社会福祉に係る公的責任の後退、公的サービスのさらなる「商品化」を進めながら、国民による「助け合い（互助）」を法律で強制、「自助・互助・共助・公助」の補完原理が徹底化されれば、憲法 25 条は間違いなく形骸化します。しかし、このような重要規定が、国会質疑においては議論されることはほとんどありませんでした。本規定に関する軽視は、今後の社会福祉のあり方に禍根を残すと言わざるを得ません。

現在の日本は相対的貧困比率が極めて高く、多くの人は経済的に余裕のない生活を送っています。自分たちの生活がままならない中で、国民の助け合いが「互助」として強制されれば、「やまゆり園事件」の容疑者が主張していた「障害者等はお荷物」という意識が地域の中に広がることは明らかです。その先にあるのは、地域共生社会ではなく、障害者・家族等の地域社会からの排除、更なる孤立に他なりません。

また、新設される社会福祉法第 4 条 2 項からも明らかなように、本法律は、支援を要する人や家族だけでなく、すべての国民の生活に影響を与えます。それにも関わらず、地方公聴会等を開いて国民に内容を知らせることも、その声を聞くこともなく成立させました。

「我が事・丸ごと」がめざす「地域共生社会」とは、本来、国が保障すべき“我が事”としての社会保障・社会福祉の責任を、“丸ごと”“他人事”であるかのように“地域”の住民や社会福祉に携わっている人たちの「互助」に“強制”する“社会”（「我が事・丸ごと・他人事」地域強制社会）であり、今後もこの考え方にそって社会保障・社会福祉の改悪が強行されていくことは明らかです。私たちは、数の力で「私たち（国民）抜きに、私たちのことを決め」、憲法と民主主義をないがしろにする現政権・与党に猛省を求めます。

障害者・家族にとって必要なのは、障害等があってもなくても、地域で安心して暮らしていくことできる真の地域共生社会です。私たちは障害者権利条約の批准国にふさわしい社会の実現を要望するとともに、その実現に向けた取り組みを続けていくこと、喫緊の課題として「介護医療院」や「共生型サービス」などの新制度の基準や報酬改定等が社会保障・社会福祉の真の拡充につながるような取り組みを進めることをここに誓います。